

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動 推進協議会だより(平成28年2月号)

〔第2次ステージ運動スローガン〕

高めよう安全意識 加速させよう復旧・復興 達成しようゼロ災害

復旧・復興工事現場における安全衛生管理の徹底について (現場緊急点検を実施しましょう！)

1月に復興工事現場で発生した2件の死亡災害を受け、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会では、復旧・復興工事現場を対象として、1月27日付けで緊急の現場点検を実施するよう構成員である公共工事発注機関及び建設業関係団体に対し要請を行いました。死亡災害に歯止めをかけるため、「建設現場緊急点検表」を使用し、再点検を行うなど現場の安全衛生管理の徹底をお願いいたします。(※点検表は裏面をご覧ください)

2月末まで点検表の提出をお願いしておりましたが、2月25日現在で、約500枚の緊急点検表の送付がありました。御協力に感謝申し上げます。

年度末に向けて労働災害を防止しましょう！ (リーフレットの詳細は宮城労働局HPをご覧ください)

冬 建設業における 季特有の労働災害を防止しましょう

冬期間は転倒や交通労働災害など、積雪・凍結等を原因とする特有の災害が多発します。各現場におかれては、このリーフレット等を参考に、冬期間の災害防止に向けた一層の取組をお願いします。

転倒災害防止



12月～3月の期間で、転倒災害は他の期間の約1.5倍に上り、その6割以上が手足等の骨折を伴っています。

冬季の転倒災害の内、その5割近くが、積雪・凍結などを含む自然環境によって被災しています。

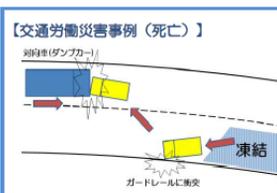
※ 積雪・凍結などによる転倒は、6割が午前5時台～10時台に集中して発生しています。

【転倒災害事例】

No	月	昇降	休業	発生状況
1	2月	60代	2週	雪の上を道具を取りに行くため歩いていて足元を滑り、左足を骨折した。
2	2月	20代	1ヶ月	材料の積下ろしをしながら足元を滑り、転倒し、腰を挫いた。
3	12月	40代	3ヶ月	スコップの柄を両手に持ち、作業に当たっていたところ、雪で滑って足を挫いた。
4	12月	50代	6ヶ月	凍結した路面を歩行中に、踏んだ凍結したアスファルトの上で足を滑らせ転倒し、右足首を骨折した。

交通労働災害防止

宮城労働局管内の建設業における昨冬(平成26年12月～平成27年3月)の交通労働災害は3件でしたが、そのうち1件は、工事現場から現場事務所に戻る途中、凍結した路面でスリップし、対向車に衝突した死亡災害です。



宮城労働局・各労働基準監督署
みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会

冬期間における 転倒災害・交通労働災害の防止対策

- 安全管理体制等の確立
安全衛生委員会等において、冬期間の転倒災害・交通労働災害防止について審議し対策を立てましょう。また、過去のヒヤリハット事例などから、転倒しやすい場所を確認した構内安全マップ、交通情報マップ等を作成し関係者に周知しましょう。
- 天候に気を配る
天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって、落ち着いて行動するように心がけましょう。
- 安全衛生教育
冬期間の災害防止について、労働者に対し、下記を踏まえた安全教育を適宜実施しましょう。また、運転者には冬道の運転について、交通KYT、運転方法の教習等も実施しましょう。



気を付けよう

転倒災害防止対策

- 安全な通路等の確保
 - 通路、作業面、屋外の階段、スロープ、駐車場の除雪に努めること。
 - 凍結が予想される場所は事前に凍結防止剤を散布しておくこと。
 - 通路や出入口等で凍結しやすい場所は、凍結防止機能付きマット等を敷くこと。
 - 積雪・凍結により滑りやすくなった場所は、滑り止めの措置(砂などをまく。)を講じること。
 - 「凍結転倒注意」等の掲示物に掲げるなど、「見える化」により労働者の注意喚起を図ること。
 - 夜間は照明設備を設けて明るさ(照度)を確保すること。
- 滑りにくい履物の徹底
 - 滑り止め材入り、ピン・金具付き・溝の深いもの等滑りにくい履物を着用する。
- 歩行上の留意点
 - 上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。両手に物を持って歩行しない。
 - 「かかとから着地する歩き方をしない。」「歩幅を狭くして歩く。」「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く。」「足裏全体で急がず、ゆっくり歩く。」など歩き方に注意する。
 - 金属製の物の上は、積雪で滑りやすくなるので注意する。

交通労働災害防止対策

- 冬用タイヤ装着等の徹底
 - 冬用タイヤについては、摩耗状態を点検し、降雪前に早めに装着させる。
- 走行上の留意点
 - スピードの出し過ぎに注意し、車間距離を十分に確保する。
 - スリップ防止のため、急ハンドル、急ブレーキ、急発進は行わない。
- 無理のない走行計画
 - 無理のない走行計画により時間に余裕を持って運行する。

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会
(事務局 宮城労働局労働基準部健康安全課)

(年度末における労働災害の発生を防止しましょう)

建設現場緊急点検表

点検欄記入要領：○：問題なし、△：一部要改善、×：要改善

※転倒時保護構造・・・JISA8920の3・2又はJISA8921の3・1に定める規格に適合するものが含まれる。

No	点検事項
(みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動関係)	
1	現場内にゼロ災運動に関するスローガン、安全旗、のぼり旗等運動に関する表示物を備える等により運動についての周知を行っているか。
1-1	ゼロ災運動で提唱している「安全宣言活動」が各下請事業場も含め取り組まれているか。
(安全教育関係)	
2	新規に現場へ入場した者に対する入場時教育は確実に実施されているか。
2-1	教育内容は、その時の現場の状況に応じた適切な内容となっているか。
2-2	教育を受けた者の理解度を確認する措置は取られているか。
2-3	1月7日、16日に発生した車両系建設機械による死亡災害について、同種災害発生防止のため作業員等へ周知しているか。
2-4	労働者の「不安全行動」を排除するため、「見える化」に積極的に取り組んでいるか。
(作業前の打合せ関係)	
3	毎日の作業開始前に、予定されている作業に伴う危険を想定した打合せ等が実施されているか。
3-1	打合せ内容に基づく措置が確実に実行されているかの確認は行われているか。
3-2	入場から日が浅い者に対する安全管理上の配慮はなされているか。
3-3	単独作業の場合の、安全確保措置は取られているか(指差確認、注意喚起のための表示等)
(車両系建設機械関係)	
4	車両系建設機械を用いての作業を行うについて、当該機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について調査、記録の保存が行われているか。(安衛則第154条)
4-1	上記調査結果の内容に適應する作業計画が定められ、当該作業計画に基づき作業が行われているか。(安衛則第155条)
4-2	車両系建設機械を用いて作業を行うにあたり、当該機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止する措置が確実に取られているか。(安衛則第157条)
4-3	路肩、傾斜地等、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険を及ぼすおそれのある場所の作業において、※転倒時保護構造を有し、かつシートベルトを備えたものを使用しているか。(安衛則第157条の2)
4-4	車両系建設機械を用いての作業について、運転中の機械に接触することにより労働者に危険が生じないための措置が確実に取られているか。(安衛則第158条)
4-5	車両系建設機械の運転者が運転位置を離れる際に、①バケット等の作業装置を地上に下ろす、②原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等逸走を防止するための措置が取られているか。(安衛則第160条) 措置の履行状況についての確認は行われているか。
4-6	車両系建設機械を用いて作業を行うときに、乗車席以外の箇所に労働者を乗せて作業が行われていないか。(安衛則第162条)
4-7	車両系建設機械を使用するについて、当該機械の主たる用途以外の用途に使用されていないか。(安衛則第164条)